

2014 年 3 月 12 日

「栄養表示の対象食品について」への意見書

委員 立石幸一

1. 義務化を外す前提条件

栄養表示が、これまでの任意表示を義務化としたことは、適切な栄養摂取による健康の保持増進のために、選択のための情報として消費者に提供されることを必須としたことである。このため、このことが阻害されないため、義務対象を外す場合、明確な妥当性のある理由が必要である。そのための前提条件は、次のとおりと考える。

- ア. 病院食などは、本来一般に求められる以上の情報が必要であり、そのことが担保されるかどうか。
- イ. 栄養成分に関する情報提供を消費者から求められた場合に、即座に答えられなくても情報開示ができること。
- ウ. そのために必要な情報収集に妨げとならないように業者間取引において正確な情報が提供されていること。

2. 事業者における情報開示の責務

- (1) 生命の維持に必要な食品に関する情報は、求めれば情報開示され提供されることが消費者の権利である。このことが担保されたのが新しい食品表示法である。食品表示は、そのための簡便なツールのひとつであり、食品表示のみで解決できることではない。
- (2) 必要とする情報は個人個人で異なり、自らの選択のために必要な情報を、食品表示を見て、手早く取捨選択できることが理想であるが、表示されていることは、ベーシックな情報であり、食品表示だけではそもそも限界がある。食品を扱う事業者は、生命・健康に関わる食料を扱っている自覚が求められ、消費者が必要とする情報を正確に情報開示し、提供する責務を負うものである。

3. 義務を外すことの課題

- (1) 日本食品標準成分表 2010 にない加工食品については、詳細な原材料の配合表がなければ正確なカロリーの算出は困難。最終の表示責任を負うものが、効率的に算出するためには情報が伝達されることが必要。
- (2) インストア加工に代表される製造場所で直接販売される食品の「原材料」に関する情報伝達が義務化されていない現状において、消費者から情報開示を求められた場合に対応が可能とは思えない。

以 上